

改正

平成5年4月17日教委規則第11号

平成5年11月5日教委規則第24号

平成6年8月30日教委規則第3号

平成8年4月1日教委規則第8号

平成11年2月23日教委規則第3号

平成12年3月31日教委規則第2号

平成14年1月22日教委規則第5号

平成14年12月30日教委規則第15号

平成18年3月23日教委規則第8号

千歳市立図書館条例施行規則

千歳市立図書館条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、千歳市立図書館条例（昭和51年条例第12号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者の遵守事項）

第2条 千歳市立図書館（以下「図書館」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （2） 建物、附属設備、備付物品及び資料を損傷し、又は滅失しないこと。
- （3） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （4） 館内外の清潔を保つこと。
- （5） その他職員の指示に従うこと。

（館内利用）

第3条 図書館内で資料を利用しようとする者は、所定の場所において自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧済の資料は、速やかに所定の書架に返納しなければならない。
- 3 視聴覚資料を利用しようとする者は、受付で所定の手続きを取らなければならない。

4 特別に保管する資料は、受付に申し出て利用することができる。

(館外利用者の範囲)

第4条 図書館外への資料の貸出し(以下「館外貸出」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に勤務し、又は通学する者
- (3) その他図書館長(以下「館長」という。)が認める者

2 館長は、前項各号に掲げる者のほか、市内の地域団体、読書会、事業所その他館長が適当と認める団体(以下「団体等」という。)に館外貸出を行うことができる。

(利用者カードの交付等)

第5条 館外貸出を受けようとする者及び団体等は、利用者登録申込書(第1号様式)を館長に提出し、利用者カード(以下「カード」という。)の交付を受けなければならない。

2 カードを紛失し、若しくは損傷し、又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

3 カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第6条 資料の貸出冊数及び貸出期間は、団体等の場合を除き、次に掲げるところによる。

- (1) 貸出冊数は、20冊以内とし、未返納の資料がある場合は、その資料を含めて20冊を超えないこと。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 貸出期間は、2週間以内とし、返納期日が休館日に当たるときは、休館日の翌日とする。

(団体等貸出し)

第7条 団体等が館外貸出を受けようとする場合は、次に掲げるところによる。

- (1) 貸出冊数は、当該団体等の構成員等を考慮して、館長が別に定める。
- (2) 貸出期間は、30日以内とし、返納期日が休館日に当たるときは、休館日の翌日とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、これを変更することができる。
- (3) 資料の貸出しを受けた団体等の代表者は、貸出期間中、当該資料について一切の責任を負うものとする。

(貸出しの制限等)

第8条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、館外貸出を行わないことができる。

- (1) 貸出期間を経過して資料を返納していないとき。

(2) 偽りその他不正の行為によりカードの交付を受けたものであるとき。

(3) その他この規則の規定に違反していると認められるとき。

2 次に掲げる資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 貴重図書及び事典、年鑑その他の参考図書

(2) 新聞及び官公報類

(3) 視聴覚資料

(4) その他館長が指定した資料

(自動車文庫)

第9条 館長は、自動車文庫を編成し、定期的に地域を巡回することができる。

2 自動車文庫の利用については、第2条から第6条まで及び第8条の規定を準用する。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、図書館の使用により資料を紛失し、又は破損し、汚損し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(教育長への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市立図書館条例施行規則の規定に基づき貸出しを受けている資料については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年4月17日教委規則第11号)

(施行期日)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年11月5日教委規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年8月30日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日教委規則第8号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月23日教委規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月22日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月30日教委規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

利用者登録申込書

利用者番号

・ ・ 再・BM

--	--

仮登録

本登録

住所コード

フリガナ		男・女			
名前			年 月 日生		
自宅住所	〒		10 一般	40 小学生	
			20 高校生	50 幼児	
			30 中学生	99 その他	
	電話		フリガナ		
その他連絡先	名称	世帯主			
	電話				

*ご住所とお名前を確認できるものと一緒にお出してください。